

○ 介護輸送に係る法的取扱いについて

- 介護輸送に係る法的取扱いについては、平成16年3月16日付け事務連絡においてお示ししていたところであるが、平成18年の道路運送法の改正に伴い、平成18年9月29日付け事務連絡により「介護輸送に係る法的取扱いについて」により、新制度による取扱いについてお示したところである。

この取扱いにおいては、訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法第4条又は第43条の許可を受けることが原則とされており、NPO法人等については、新制度の道路運送法第79条に基づく登録を受けることができることとされている。

また、これらの許可又は登録を受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないこととされている。この報酬にかかる取扱いについては平成19年9月30日までは周知期間とされ、新制度について積極的に周知を図るとともに、周知期間中は前述の報酬にかかる取扱いは行わないこととされている。

- この改正道路運送法においては、NPO法人等が自家用自動車を用いて有償運送を行う場合においては道路運送法第79条の登録を受ける必要があり、登録を受けるためには、市町村（又は都道府県）が主宰する「運営協議会」の議を経る必要があることとされている。

運営協議会のさらなる設置促進及び円滑な施行について、各地方運輸支局等においても各地方公共団体に対して必要な助言等支援を行われているが、各都道府県福祉部局におかれては、福祉有償運送部局と交通部局との連携を図り、運営協議会の設置促進に向けた積極的な支援等をお願いしたい。

- なお、今回の改正道路運送法に基づく登録を受ける際の参考となる資料をお示しするので、各都道府県において福祉有償運送を運用される際の参考とされたい。

（参考資料）

参考資料1 介護輸送に係る法的取扱いについて（平成18年9月）

参考資料2 「NPO等の方々が行う自家用自動車を用いた有償旅客運送については「登録」が必要となります。」（改正道路運送法リーフレット）

参考資料3 「道路運送法等の一部を改正する法律」

参考資料4 地方運輸支局の担当窓口一覧

参考資料5 運営協議会の設置状況について

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 1 8 年 9 月
国土交通省自動車交通局旅客課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護輸送に係る法的取扱いについては、平成16年3月に整理し、運用してきたところであるが、今般、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）が本年10月1日から施行されることに伴い、新たに以下の通り整理することとした。

1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第43条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② NPO法人その他道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合には、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者（児）福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

2. 施設介護について

施設介護事業者（デイサービス、ショートステイの事業者を含む。）が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送に対して市町村が従来の送迎加算の範囲内の額（利用者負担分を含む。）を給付する

場合には、当分の間、「自家輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

3. 周知期間について

福祉有償運送に係る改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）の円滑な運用を確保するための体制整備や、新法第79条の登録制度の仕組み等について各地方公共団体、事業者等の関係者への周知徹底を図るため、国土交通省と厚生労働省は、改正法施行後1年間の周知期間を設け、当該登録制度の運用のための体制整備や広報等を協力して積極的に行うものとする。

当該周知期間においては、各地方公共団体、関係事業者に対する説明会の開催や当該登録制度に関するガイドブック等の地方公共団体の担当者への配布などを通じて、計画的かつ効果的に当該登録制度の理解の深化を促進することとする。

なお、当該周知期間内においては、新法第79条の登録の対象となるNPO等については、登録取得に向けた環境整備及び指導等を実施することとし、その上でやむを得ない理由により登録を受けることができないものについては、これに係る行政処分及び刑事告発は行わないものとするとともに、上記1.④の取扱いについては、当該NPO等に適用しないものとする。

**NPO等の方々が行う自家用自動車を用いた
有償旅客運送については「登録」が必要となります。**

平成18年10月1日に改正道路運送法が施行され、自家用自動車を使用して有償にて旅客の移送サービスを行っている又は行おうとするNPO等の方々には、サービスを行う地域を所管する運輸支局長等の行う登録を受ける必要があります。

登録の種類

福祉有償運送

【福祉有償運送とは】

NPO等が実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して行う原則ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

【運送対象旅客の範囲】

身体障害者、要介護者、要支援者等

会員制

過疎地有償運送

【過疎地有償運送とは】

過疎地域において、NPO等が実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して行う輸送サービス

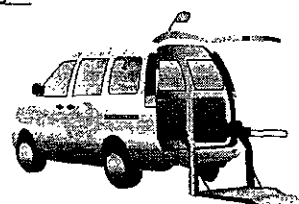
【運送対象旅客の範囲】

過疎地域の住民及びその親族等

会員制

◇ 登録を受けることができる者は以下に限定されております。

- NPO、市町村、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会



登録までの流れ

① 地域の関係者からなる **運営協議会** にて有償運送の必要性、対価等を協議

※運営協議会の主宰者は市町村等各地方公共団体となります。

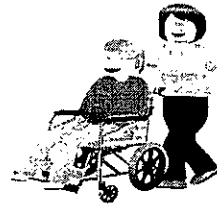
合意

② 有償運送を行う地域を所管する 運輸支局 に対して **登録の申請**

※申請に必要な書類等については、各運輸支局に対してお問い合わせ下さい。

運輸支局における審査

- 運営協議会において協議が調っているか。
- 当該有償運送の実施に必要な自動車の保有がなされているか。
もしくは保有する計画があるか。
- 必要な要件を備えた運転者の確保がなされているか。
- 運行管理体制及び整理管理体制が適切に確保されているか。
- 事故発生時の連絡体制が適切に確保されているか。
- 計画車両の全てが任意保険等に加入しているかもしくは加入する計画があるか。 等



審査クリア

登録

自家用有償旅客運送を行うことができます！！

詳しくは
所管する運輸支局の輸送部門に
お問い合わせ下さい。

道路運送法等の一部を改正する法律

○ 道路運送法の一部改正

近年、過疎化が進行し少子高齢化が進展する中で、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた交通政策の展開が求められている。このため、現在各地で導入されつつあるコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送などの新たな運送サービスが、地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして提供されるための措置を講じる。

1. コミュニティバス、乗合タクシー等の普及促進

改正内容

○ 多様な乗合旅客のニーズへの柔軟な対応を可能に

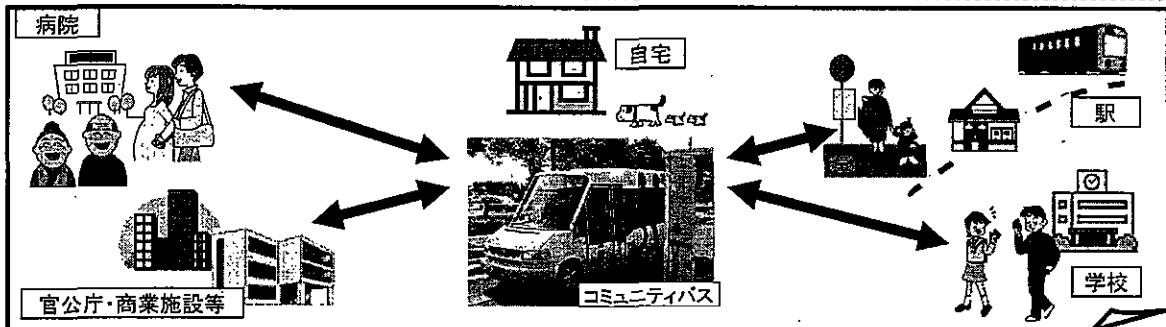
デマンドバスや乗合タクシーといった定期定路線以外の乗合旅客の運送についても「乗合事業」の許可でサービス提供が可能に

○ 地域のニーズに応じた運賃・料金の設定・変更が可能に

地方公共団体、地域住民等地域の関係者の合意がある場合には、上限認可が不要となり、ニーズに応じた柔軟な運賃設定が可能に



地域住民との協働により、地域のニーズに柔軟に対応したコミュニティバスや乗合タクシー等の普及を促進



2. 市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化

改正内容

○ 市町村バスやNPOによるボランティア有償運送を可能とする制度を創設（登録制）

過疎地における住民の生活交通や移動制約者の移動手段など、バス・タクシー事業者によることが困難であり、地方公共団体、バス・タクシー事業者、地域住民等地域の関係者が必要と合意した場合、市町村、NPO等による運送サービス提供を可能に

過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保



地域の多様なニーズに的確に対応した安全・安心な運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

運輸支局担当窓口一覧

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
北海道	札幌運輸支局 輸送・監査担当	(011) 731-7167
	函館運輸支局 輸送・監査担当	(0138) 49-8863
	旭川運輸支局 輸送・監査担当	(0166) 51-5272
	室蘭運輸支局 輸送・監査担当	(0143) 44-3012
	釧路運輸支局 輸送・監査担当	(0154) 51-2521
	帯広運輸支局 企画輸送・監査担当	(0155) 33-3286
	北見運輸支局 企画輸送・監査担当	(0157) 24-7631
東北	青森運輸支局 輸送・監査担当	(017) 739-1502
	岩手運輸支局 輸送・監査担当	(019) 638-2155
	宮城運輸支局 輸送・監査担当	(022) 235-2515
	秋田運輸支局 企画輸送・監査担当	(018) 863-5813
	山形運輸支局 企画輸送・監査担当	(023) 686-4712
	福島運輸支局 輸送・監査担当	(024) 546-0343
関東	茨城運輸支局 輸送・監査担当	(029) 247-5244
	栃木運輸支局 企画輸送・監査担当	(028) 658-7011
	群馬運輸支局 企画輸送・監査担当	(027) 263-4440
	埼玉運輸支局 輸送・監査担当	(048) 624-1032
	千葉運輸支局 輸送・監査担当	(043) 242-7335
	東京運輸支局 輸送・監査担当	(03) 3458-9233
	神奈川運輸支局 輸送・監査担当	(045) 939-6801
	山梨運輸支局 企画輸送・監査担当	(055) 261-0880
北陸信越	新潟運輸支局 輸送・監査担当	(025) 285-3124
	富山運輸支局 輸送・監査担当	(076) 423-6618
	石川運輸支局 輸送・監査担当	(076) 291-7853
	長野運輸支局 輸送・監査担当	(026) 243-4603
中部	福井運輸支局 輸送・監査担当	(0776) 34-1600
	岐阜運輸支局 輸送・監査担当	(058) 279-3714
	静岡運輸支局 輸送・監査担当	(054) 261-2898
	愛知運輸支局 輸送・監査担当	(052) 351-5312
	三重運輸支局 輸送・監査担当	(059) 234-8411

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
近畿	滋賀運輸支局 企画輸送・監査担当	(077) 585-7253
	京都運輸支局 輸送・監査担当	(075) 681-9765
	大阪運輸支局 輸送・監査担当	(072) 822-6733
	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送・監査担当	(078) 453-1104
	奈良運輸支局 企画輸送・監査担当	(0742) 61-7823
	和歌山運輸支局 輸送・監査担当	(073) 422-2138
	中国	鳥取運輸支局 輸送・監査担当
島根運輸支局 輸送・監査担当		(0852) 37-1311
岡山運輸支局 輸送・監査担当		(086) 273-2113
広島運輸支局 輸送・監査担当		(082) 233-9167
山口運輸支局 輸送・監査担当		(083) 922-5336
四国	徳島運輸支局 輸送・監査担当	(088) 641-4811
	香川運輸支局 企画輸送・監査担当	(087) 882-1357
	愛媛運輸支局 輸送・監査担当	(089) 956-1563
九州	高知運輸支局 輸送・監査担当	(088) 866-7311
	福岡運輸支局 輸送・監査担当	(092) 673-1191
	佐賀運輸支局 企画輸送・監査担当	(0952) 30-7271
	長崎運輸支局 輸送・監査担当	(095) 839-4747
	熊本運輸支局 輸送・監査担当	(096) 369-3155
	大分運輸支局 輸送・監査担当	(097) 558-2107
	宮崎運輸支局 輸送・監査担当	(0985) 51-3952
	鹿児島運輸支局 輸送・監査担当	(099) 261-9192
	沖縄	沖縄陸運事務所 輸送・監査担当

運営協議会設置状況及び許可団体数・車両数

1. 福祉有償運送

○福祉有償運送の運営協議会 開催状況

	設置地域	設置数
平成15年度末 (特区制度)	世田谷区、大和市、三水村、小海町、松阪市(旧飯高町)、枚方市、岡山県、菊池市、玉名市、熊本県他関係10市町村	10地域
平成16年度末	歌登町、富良野町、福地村、七戸町、八戸市、阿見町、高崎市、佐倉市、大網白里町、岬町、練馬区、板橋区、神奈川県、輪島市、中川村、丸岡町、雄踏町、山崎町、島根町、高知市 他	32地域
平成17年度末	宮城県、栃木県、大阪府、愛媛県、佐賀県、岩手県(両磐地域)、東京都(多摩地区)、岐阜県(西濃地区9市町)、滋賀県(湖北地域)、札幌市、青森市、つくば市、名古屋市 他	437地域
平成18年9月末現在	羽幌町、つがる市、土浦市、小松市、江南市、京都市、雲南市、日南市 他	497地域
平成18年10月末現在	須賀川市、柏崎市、北山村、福岡市 他	502地域
平成18年11月末現在	印旛村、御殿場市、裾野市・長泉町・清水町	505地域

○福祉有償運送の許可団体数・車両数

	許可団体数	車両数	(うちセダン)
平成17年度末	1,264	7,795	(4,491)
平成18年10月末現在	2,125	12,639	(6,933)

2. 過疎地有償運送

○過疎地有償運送の運営協議会 開催状況

	設置地域	設置数
平成17年度末	知内町、五霞町、福知山市、愛媛県 他	43地域
平成18年9月末現在	川西町、日南市、北郷町 他	46地域

※10月、11月に新たに設置した地域は、無い

○過疎地有償運送の許可団体数・車両数

	許可団体数	車両数
平成17年度末	31	321
平成18年10月末現在	40	360